TAX LAW NEWSLETTER

2016 年 3 月号（Vol.17）

インセンティブ報酬に関する課税の最新動向

Ⅰ． はじめに
Ⅱ． 平成 28 年度税制改正
Ⅲ． 会社役員賠償責任保険の保険料の取扱い

森・濱田松本法律事務所
弁護士 小山 浩
TEL. 03 6266 8589
hiroshi.oyama@mhmjapan.com
弁護士 山川 佳子
TEL. 03 6213 8125
yoshiko.yamakawa@mhmjapan.com
税理士 山田 彰宏
TEL. 03 5223 7770
akihiro.yamada@mhmjapan.com

Ⅰ． はじめに

平成 27 年 6 月 1 日から適用が開始されたコーポレートガバナンス・コード[1]では、「経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである」（補充原則 4-2①）とされています。このようなインセンティブ報酬の導入の促進が求められている中で、近時、税制の面からもこれをサポートすべく、様々な税制改正が予定されており、また、会社法に従った新しい解釈が提示されています。

本ニュースレターでは、インセンティブ報酬の課税関係に関する最新の動向について解説します。

Ⅱ．平成 28 年度税制改正

法人税法上、損金算入することのできる役員給与は、①定期同額給与（法人税法 34 条 1 項 1 号）、②事前確定届出給与（同 2 号）、③利益連動給与（同 3 号）の 3 つの類型に限定されています。平成 28 年度税制改正においては、インセンティブ報酬として設計できるように、株式報酬を事前確定届出給与に整理し、一定の場合に損金算入を認める措置を行うとともに（下記 1.）、利益連動給与の要件を緩和するといった内容の改正（下記 2.）が行われる予定です。また、出国税とストック・オプションとの関係も整理される見込みです（下記 3.）。

1. 株式報酬の制度整備

インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式（いわゆるリストリクテッド・ストック（Restricted Stock：RS）とは、法人が役員に対し、一定期間の譲渡制限が付され

[1] http://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/code.pdf

当事務所は、本書において法務・税務アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士又は税理士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2016 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

た株式を報酬として付与する方式をいいます。譲渡制限付株式を付与することにより、譲渡制限の解除までに会社の業績を向上させ、株価を上昇させるインセンティブが働くことから、インセンティブ報酬として機能することになります。平成 28 年度税制改正[2]では、以下の内容の改正が予定されています。

(1) 事前確定届出給与としての位置づけ

平成 28 年度税制改正では、役員に対して付与される譲渡制限付株式（改正後法人税法 54 条 1 項で定義される「特定譲渡制限付株式」のうち、将来の役務の提供に係るものとして政令で定めるもの）は、事前確定届出給与として整理され、会社側で損金算入が認められる予定です（改正後法人税法 34 条 1 項 2 号）。これは、会社法の解釈において、①会社が役員に対して報酬として金銭債権を付与し、②役員による当該金銭報酬債権を現物出資財産として払い込み、③会社が役員に対して株式を発行した上、④当該株式には譲渡制限を付し、一定の条件が達成された場合に譲渡制限を解除する、という仕組みが認められたことを背景とするものです[3]。

このような法的な仕組みを前提とすると、譲渡制限付株式が役員報酬債権と引き換えに役員に対して発行されるものであり、役員報酬債権それ自体は確定していることから、事前確定届出給与として整理されたと考えられます。損金算入の対象となり得る「特定譲渡制限付株式」の要件は、現時点では、法人税法施行令の改正案が公表されていないことから、その具体的内容は明らかとはなっていないものの、①会社法上の種類株式を用いる方法や②契約により譲渡制限を付す方法により譲渡が制限されていること、その他一定の要件が設けられることになると思われます[4]。

なお、かかる特定譲渡制限付株式についての損金算入にあたっては、事前確定の届出は不要とされる予定です（改正後法人税法 34 条 1 項 2 号）。

(2) 譲渡制限付株式による報酬の損金算入時期

平成 28 年度税制改正においては、内国法人が、個人から役務の提供を受ける場合において、その対価として当該内国法人又は当該内国法人と一定の関係を有する法人の特定譲渡制限付株式を交付した場合には、当該個人において当該役務の提供につき所得税法等の規定により収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由が生じた日において当該役務の提供を受けたものとして、当該役務の提供に係る費用の額を、当該日の属する事業年度の損金の額に算入するものとされています（改正後法人税法 54 条 1 項）。

ここにいう「特定譲渡制限付株式」とは、「譲渡についての制限その他の条件が付されている株式として政令で定めるもの」をいうものとされています（改正後法

[2] 法律案（http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/190diet/index.htm）
[3] 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」報告書「コーポレート・ガバナンスの実践」別紙 3「法的論点に関する解釈指針」15 頁（http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150724004/20150724004-4.pdf）
[4] 前掲注 3）参照。

当事務所は、本書において法務・税務アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士又は税理士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2016 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

人税法 54 条 1 項)。この内容についても法人税法施行令により詳細が規定される予定であるため、今後の政令の改正動向を注視する必要があります。

また、損金算入時期の基準となる「当該個人において当該役務の提供につき所得税法等の規定により収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由が生じた日」については、平成 28 年度税制改正大綱の記載及び従来の裁判例[5]を参照すると、原則として、「譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日」となるものと考えられます。

また、報酬として譲渡制限付株式を交付した内国法人は、譲渡制限が解除された事業年度において、1 株当たりの交付時の価額、交付数、当該事業年度において譲渡について制限が解除された数等について記載した明細書を確定申告書に添付しなければならないとされています（改正後法人税法 54 条 3 項)。

以上の改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に交付の決議がされる譲渡制限付株式について適用することとされています（所得税法等の一部を改正する法律案附則 24 条)。平成 28 年 4 月 1 日より前に交付の決議がなされた譲渡制限付株式について平成 28 年 4 月 1 日以後に譲渡制限が解除されたとしても、この改正の対象とはならない点に留意が必要です。

(3) 役員側の課税関係

現時点では所得税法施行令の改正案が公表されていないため、いつの時点で役員側で課税が生じるのか、収入金額とすべき金額については明らかとなっておりません。もっとも、ストック・オプションを付与された役員の課税関係との平仄や、従前の裁判例に照らせば、原則として、譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除された日の属する年度に、当該日の株式の時価が給与として課税することになることが考えられます。

もっとも、近時、ストック・ユニット（報酬の付与時には株式の交付が行われず、制限期間が満了したときに一定の株式を支給する旨を約する証書が交付されるという報酬の付与の方法）に関し、東京地裁平成 27 年 10 月 8 日判決・判例集未登載は、付与された者の課税時期について、ストック・ユニットの転換時期とし、内部規則による譲渡制限の解除時期は課税時期とはならない旨の判断を行っていますので、以下で紹介します。

① 事案の概要

原告である X らは、平成 20 年当時、米国法人である A 社の関連会社（内国法人）に勤務していました。

A 社グループは、主要な従業員に対する精勤の動機づけとすることなどを企図して、A 社の普通株式（以下「A 株式」といいます。）を取得する権利を「アワード」

[5] たとえば、東京地判平成 17 年 12 月 16 日訴月 53 巻 3 号 871 頁。

当事務所は、本書において法務・税務アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士又は税理士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2016 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

として付与する株式報酬制度を設けていました。かかるストック・ユニットは、原則として、「予定確定日」に確定し、「予定転換日」にA株式1株に転換されるものの、A株式は、A社グループにおけるインサイダー取引防止のための社内規則により一定期間譲渡が制限されていました。

Xらは、平成20年9月8日を転換日としてA株式を取得しましたが、転換日は社内規則上A株式の譲渡制限の対象期間であり、同月18日になって初めてA株式の譲渡制限が解除されました。

このような事情の下、Xらは、A株式取得による収入は譲渡制限の解除日である平成20年9月18日に生じたとして、同日の株価を用いて収入金額を計算したところ、課税庁は、転換日である平成20年9月8日の収入となるとして、同日の株価を用いて収入金額を計算し、更正処分を行いました。そこで、Xらは、この取消しを求めて訴訟を提起しました。

このように、本件では、上記の事情の下、収入の計上時期が譲渡制限解除日であるか、転換日であるかが主な争点となりました[6]。

② 裁判所の判断

裁判所は、まず、収入の計上時期について、「収入の原因となる権利の確定した時期」であるとする従来からの考え方[7]を示した上で、ストック・ユニットは転換日においてA株式に転換され、A株式は当該転換に基づき引き渡されるとされていることや、転換日到来以降は、当該権利は取り消されることはないこと等から、Xらの株式報酬については、転換日である平成20年9月8日に収入の原因となる権利が確定したとして、同日を収入の計上日とすべきとしました。

また、裁判所は、社内規則によって譲渡が制限されていたことに関し、(i) 社内規則はストック・ユニットの付与対象者であるか否かに関係なくA社グループの従業員等に対して適用されるものであり、A株式の譲渡制限もあくまでもA社従業員等であるという属人的事情ないし地位に基づく「人」に対する制限であること、(ii) 転換日において当然に譲渡制限が伴うわけではないこと等から、社内規則による譲渡制限によりA株式の支払による経済的価値の流入を否定すべき特段の事情があるとはいえないとして、譲渡制限の解除日が収入の計上日となるというXらの主張を退けました。

③ 検討

本判決は、内部規則上、譲渡制限により株式報酬の株式が譲渡できなかったにもかかわらず、収入の計上時期が譲渡制限解除日ではなく、転換日であると判断した

[6] 本件では、平成20年9月15日に発生したいわゆるリーマン・ショックにより、Xらの用いた平成20年9月18日（リーマン・ショック後）の株価と、課税庁の主張した平成20年9月8日（リーマン・ショック前）の株価に大きな開きがあったことからこのような争いとなりました。本件では、上記の争点のほか、A株式の時価算定に用いるべき株価や為替レート等も争点となりました。
[7] 最高裁昭和53年2月24日判決民集32巻1号43頁等。

当事務所は、本書において法務・税務アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士又は税理士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2016 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

裁判例として重要であるといえます。株式は日々時価が大きく変動する資産であることから、株式報酬による収入が、何年分の総所得金額となるかだけでなく、いつの時点の収入となるかという点にまで留意する必要があると考えられます。

ただし、本判決は、報酬付与時には株式そのものが交付されないストック・ユニットの課税時期に関する判断であることや、譲渡制限が従業員一般に対して課されていたものであって、株式に対して付されていたものではなかったことから、本判決の判断は、譲渡制限付株式を用いた報酬の課税時期には直ちに影響するものではないと考えられます。

2. 利益連動給与について

会社にて損金算入可能な利益連動給与は、その要件が厳格に定められており、そのうちの一つに報酬の算定方法が「当該事業年度の有価証券報告書記載の利益に関する指標を基礎とした客観的なもの」があります。そこで、役員報酬は、営業利益や当期純利益等の指標としか連動させることができませんでした。しかし、平成 28 年度税制改正において、かかる要件は、「利益の状況を示す指標に記載されるべき事項による調整を加えた指標その他利益に関する指標として政令で定めるもの」に拡大されることが予定されています（改正後法人税法 34 条 1 項 3 号イ）。かかる改正が実現した場合には、ROA や ROE といった指標に連動する金銭報酬も法人税法上の利益連動給与の要件を満たし得ることになります。

3. 出国税とストック・オプションについて

平成 27 年度税制改正により、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（いわゆる出国税）が導入されましたが、ストック・オプションを保有する役員が海外に転勤になった場合や、外国人役員が退任した後に本国に戻る場合、当該ストック・オプションは将来の行使時又は譲渡時に日本で課税されるにもかかわらず、出国税が課税され、両者の調整規定は存在しませんでしたので、二重課税が生じることになっていました[8]。

この点については、平成 28 年度税制改正により、出国税の対象となる範囲から新株予約権その他これに類する権利で株式を無償又は有利な価額により取得することができるもののうち、その行使による所得の全部又は一部が国内源泉所得となるものについては、出国税の対象外とされることとなる予定です（改正後所得税法 60 条の 2 第 1 項）。ただし、適正な価額で発行されるいわゆる有償ストック・オプションは、行使益や譲渡益が国内源泉所得とならないため、なお出国税が課される点には留意が必要です。

[8] 大石篤史＝奥山健志＝小山浩「インセンティブ報酬の設計をめぐる法務・税務の留意点〔下〕」（旬刊商事法務 2078 号）35 頁以下。

当事務所は、本書において法務・税務アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士又は税理士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2016 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

Ⅲ. 会社役員賠償責任保険の保険料の取扱い

1. 従前の会社法上及び税法上取扱い

従前、会社役員賠償責任保険（以下「D&O 保険」といいます。）においては、通常、普通保険約款において、役員が株主代表訴訟で敗訴して損害賠償責任を負担する場合の危険を担保する部分（以下「株主代表訴訟敗訴時負担部分」といいます。）を免責する旨の条項を置いたうえで、別途、当該部分を保険対象に含める旨の特約（以下「株主代表訴訟担保特約」といいます。）を締結し、①基本契約部分（普通保険約款部分）の保険料については会社が負担し、②株主代表訴訟担保特約部分の保険料は役員個人が負担すべきと解されていました。

これは、株主代表訴訟で役員が敗訴した場合には、会社と役員との間で利益相反の関係が生じるため、その場合を担保する保険の保険料を会社が負担することには会社法上問題があるとの見解が存在したことによります。

そこで、税法上も、①の保険料については、会社が使用者責任を負うような場合には会社が一定の負担をすべきという通達[9]の趣旨から、会社が保険料を負担したとしても役員に対する経済的利益がないものとして扱われるべきであって、役員個人に対する給与課税は不要とされる一方、②の保険料については、会社法上の問題から役員個人が負担すべきものと考えられることから、これを会社が代わりに負担する場合には、役員に対して経済的利益の供与があったとして役員個人に対する給与課税を行うべきものと取り扱われていました[10]。

2. D&O 保険の保険料負担についての新しい考え方

(1) 「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」報告書

経済産業省は、平成 27 年 7 月 24 日、「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」報告書「コーポレート・ガバナンスの実践 ～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～」を公表しました。この中では、従来問題とされてきた会社による株主代表訴訟敗訴時負担部分に係る保険料についても、一定の手続を踏むことにより、会社が適法に負担できるとの解釈[11]が示されました。

---

[9] 所得税基本通達 36-33 及び法人税基本通達 9-7-16。

[10] 個別通達「会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱いについて」（https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/shotoku/gensen/040120/01.htm）

[11] その理由として、役員が会社に対して損害賠償責任を負うことにより、①会社の損害が回復され（損害補填機能）、②違法行為が抑止される効果（違法抑止機能）があるところ、会社が株主代表訴訟担保特約部分の保険料を負担したとしても、①D&O 保険により会社の損害が回復されること、②我が国の標準的な D&O 保険は、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った悪質な行為は免責としており、カバーしているのは職務執行から生じる不可避的に生じるリスクであって、不適切なインセンティブが設定されることはないことから、上記の①及び②の機能を損なうことはないことを挙げています（前掲注 3）11 頁）。

当事務所は、本書において法務・税務アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士又は税理士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2016 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

この一定の手続として、たとえば[12]、以下の手続をとることが挙げられています。

①利益相反の観点から取締役会の承認　及び
②社外取締役が過半数の構成員である任意の委員会の同意又は社外取締役全員の同意の取得

(2) 税務上の取扱いの変更

国税庁は、上記の報告書に基づく経済産業省からの照会を受け、株主代表訴訟敗訴時負担部分を免責する旨の条項を置かない（すなわち株主代表訴訟敗訴時負担部分について別途特約として区分しない）新たな D&O 保険の保険料については、会社が上記の手続を行うことにより、会社法上適法に負担した場合には、役員に対する経済的利益の供与はないと考えられることから、役員個人に対する給与課税を行う必要はないとの見解を示しました[13]。したがって、上記の手続により、会社法上適法に負担される場合には、株主代表訴訟敗訴時負担部分の保険料についても役員に対する給与課税は生じないことになります。

会社が D&O 保険の保険料を負担した場合に役員が給与課税を受けるかについて、従前の取扱いと今回の国税庁の回答の内容を比較すると、以下のとおりとなります。

	基本契約部分	株主代表訴訟敗訴時負担部分
従前の取扱い	給与課税なし	給与課税あり
今回の国税庁の回答	給与課税なし	一定の手続の下で給与課税なし

なお、普通保険約款等の変更に時間を要する等の事情があることから、暫定的な扱いとして、「普通保険約款等において設けられている株主代表訴訟敗訴時負担部分を免責する旨の条項を適用除外とし、普通保険約款等の保険料と株主代表訴訟敗訴時担保部分の保険料が一体とみなされる旨の特約」を追加で付帯したものについても、上記の取扱いの適用を受けることができるものとされています。

このように、上記の国税庁の新たな取扱いが認められるためには、上記のような一体とみなす旨の追加の特約の付帯が必要であることから、上記の国税庁の新たな見解は株主代表訴訟担保特約の形式の下での従来の課税関係には原則として何らの影響も及ぼさず、また、従来からの株主代表訴訟担保特約形式のまま何も措置を講じなければ上記の取扱いを受けられないものと考えられます。

[12] 以下の手続は、会社が適法に株主代表訴訟担保特約の保険料の負担を適法に行うことができる手続の一例であるとされています（前掲注 3）11 頁）。
[13] 国税庁「新たな会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱いについて（情報）」（https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/160218/index.htm）

当事務所は、本書において法務・税務アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士又は税理士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2016 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

セミナー情報

- セミナー　『法務担当者のための税務入門講座～契約実務に役立つ税務知識や M&A・組織再編におけるタックスプランニングのポイントを平易に解説～』
  開催日時　2016 年 3 月 17 日（木）　13:00～17:00
  講師　大石 篤史
  主催　一般社団法人企業研究会

文献情報

- 論文　「インフラファンドをめぐる議論の整理」
  掲載誌　金融法務事情 2036 号
  著者　佐藤 正謙

NEWS

- MHM ジャカルタデスク開設のご挨拶

森・濱田松本法律事務所は、インドネシアのジャカルタに MHM デスクを開設いたしました。

経済成長著しい ASEAN 諸国の中でも、最大の人口を擁するインドネシアは、多くの日本企業にとって非常に重要な海外事業拠点として位置づけられており、日本企業のインドネシアにおけるビジネス活動はより重要性を増し多様化してきています。インドネシアは、他の ASEAN 諸国と比しても、重要な法令改正が頻繁に行われ、当局による運用の裁量も大きいことから、進出段階及び進出後の現地でのオペレーションいずれの側面においても、的確に法令及び運用を理解した上でビジネス活動を行う必要性が非常に高い国と言えます。

森・濱田松本法律事務所は、従来からアジア諸国を含む海外に積極的に弁護士を派遣し、いち早く中国（北京・上海）、シンガポール、ミャンマーへの進出を果たし、昨年にはタイにオフィスを設けております。当事務所は、これらの活動を通じて培った新興国特有の諸問題にかかわるノウハウと豊富なクロスボーダー案件の経験を活かして、グローバルにビジネスを展開されているクライアントの皆様へリーガル・サービスを提供してまいりました。このような体制をより一層拡充し、アジアの最前線でのクライアントの皆様のビジネスにより貢献するために、今般、アジアの新興国の中でも最も成長著しいインドネシアにおいて、提携関係を有している ARFIDEA KADRI SAHETAPY-ENGEL TISNADISASTRA 法律事務所（AKSET Law）に、当事務所の弁護士が常駐するデスクを設けることにしたものです。

MHM ジャカルタデスクは、AKSET Law のオフィス内に設置され、同オフィスに駐

当事務所は、本書において法務・税務アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士又は税理士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2016 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

在する当事務所の弁護士が、AKSET Law と一体となって、インドネシア案件に関するリーガル・サービスを提供いたします。当事務所は、2012 年よりインドネシアに弁護士を派遣し、2014 年からは AKSET Law に竹内哲弁護士が駐在しインドネシア業務をサポートしておりましたが、今回の AKSET Law との提携関係の強化に伴い、同弁護士は AKSET Law から更なるバックアップを受け同事務所の圧倒的なノウハウを活用しながら、より充実したサービスを提供いたします。また、竹内哲弁護士に加えて、今年中ごろには細川怜嗣弁護士が赴任予定です。

当事務所は、今後とも、東京、大阪、名古屋、福岡、北京、上海、シンガポール、バンコク、ヤンゴン、そして新たに加わるジャカルタの各拠点・全弁護士が一丸となって、より一層クライアントの皆様のお役に立てるよう尽力してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

➢ パートナーおよびオブ・カウンセル就任のお知らせ

本年 1 月 1 日付にて、下記の 6 名の弁護士がパートナーに就任致しました。

【パートナー】

秋本 誠司、岡谷 茂樹、横田 真一朗、熊谷 真和、大野 志保、松下 憲

また、同日付で 3 名の弁護士がオブ・カウンセルに就任致しました。

【オブ・カウンセル】

池村 聡、玄場 光浩、佐伯 優仁

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

➢ 名古屋オフィス移転のお知らせ

弁護士法人森･濱田松本法律事務所名古屋オフィスは2015年9月より業務を行って参りましたが、この度、2016 年 3 月 1 日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先：
愛知県名古屋市中村区名駅 3 丁目 28 番 12 号 大名古屋ビルヂング 23 階
TEL：052-446-8660（代表） / FAX:052-446-8661（代表）
※各弁護士の TEL・FAX に変更はございません。

当事務所は、本書において法務・税務アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士又は税理士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2016 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- Chambers Asia 2016 にて高い評価を得ました

  Chambers Asia 2016 で、当事務所は税務分野を含む 14 で上位グループにランキングされ、33 名の弁護士がその分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。税務分野では大石 篤史弁護士が選出されました。

- The Seventh Edition of Best Lawyers in Japan にて高い評価を得ました

  Best Lawyers（ベスト・ロイヤー）による、The Seventh Edition of Best Lawyers in Japan に当事務所の弁護士 58 名が選ばれました。Tax Law の分野では増田 晋弁護士と大石 篤史弁護士が選出されました。

（当事務所に関するお問い合せ）
森・濱田松本法律事務所　広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com

当事務所は、本書において法務・税務アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士又は税理士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2016 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.